

## [事案 30-307] 解約返戻金等支払請求

・令和元年6月10日 裁定終了

### <事案の概要>

保険会社の職員の横領等を理由に、解約返戻金ほか、保険契約にもとづく一切の財産的権利としての金員の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主な主張>

昭和62年10月に配偶者が契約し、その後契約者を自身に変更した終身保険について、平成29年7月に解約したが、保険契約にもとづく一切の財産的権利（死亡保険金、未払いの給付金、解約返戻金、契約者配当等）としての金員を保険会社の職員が横領したことから、同額を支払ってほしい。併せて、これまでの保険会社の対応による精神的苦痛に対し、慰謝料を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

当社の職員が上記財産的権利を横領した事実等はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の職員の横領等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。